第195期
定時株主総会
招集ご通知

FUKUI BANK

日　時

平成27年６月20日（土曜日）
午前10時
（受付開始　午前９時）

場　所

福井市順化１丁目１番１号
当行本店５階講堂

○目　次

第195期定時株主総会招集ご通知…… 1

（添付書類）
第195期事業報告
1. 当行の現況に関する事項 …… 3
2. 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項　12
3. 社外役員に関する事項 …… 14
4. 当行の株式に関する事項 …… 16
5. 当行の新株予約権等に関する事項 …… 17
6. 会計監査人に関する事項 …… 19
7. 剰余金の配当等に関する基本方針 …… 20
8. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 …… 20
9. 業務の適正を確保する体制 …… 21

計算書類…… 25

連結計算書類…… 27

監査報告書…… 29

（株主総会参考書類）
議　　案　取締役９名選任の件…… 32

インターネットによる議決権行使のご案内…… 37

株式会社 福井銀行

証券コード８３６２
平成27年５月28日

株主各位

福井市順化１丁目１番１号
株式会社 **福 井 銀 行**
取締役兼代表執行役頭取 伊 東 忠 昭

第195期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当行第195期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成27年６月19日（金曜日）午後５時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月20日（土曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
２．場　　所　福井市順化１丁目１番１号　当行本店５階講堂
３．目的事項
報告事項
１．第195期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
２．第195期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
議　案　取締役９名選任の件

4．議決権行使について

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月19日（金曜日）午後５時までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使ウェブサイト(http://www.e-sokai.jp)にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙又は電子メールによる招集ご通知に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。インターネットによる議決権行使に際しましては、37頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき、平成27年６月19日（金曜日）午後５時までに行使してくださいますようお願い申しあげます。

(3) 重複行使の取扱い

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただき、インターネットにて複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

5．招集にあたっての決定事項

株主総会参考書類及び議決権行使書面の交付等について

インターネット経由で招集ご通知を受領することを承諾された株主さまにも書面による招集ご通知、株主総会参考書類及び議決権行使書用紙を送付させていただきます。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」並びに連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meetings.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人及び監査委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類及び連結計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（http://www.fukuibank.co.jp/ir/shareholders/meetings.html）に掲載させていただきます。

添　付　書　類

第195期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

（１）　事業の経過及び成果等

（主要な事業内容）

当行の本店、支店、出張所の96か店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、国債・投資信託・個人年金保険等の販売業務等を行い、地域の金融パートナーとして、様々な商品・金融サービスの提供に積極的に取り組んでおります。

（金融経済環境）

当期の日本経済は、昨年４月の消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動により個人消費や生産に弱さも見られるなかでスタートしました。その後は、日銀の量的・質的金融緩和の拡大による投資家心理の改善や、円安・原油安を背景として企業収益に改善の動きが見られ、３月には日経平均株価が約15年ぶりに１万９千円台を回復するなど、景気は回復基調を続けております。

福井県内経済におきましては、舞鶴若狭自動車道の全線開通や北陸新幹線の金沢開業といった高速交通網の整備に伴う経済効果の波及が期待されております。また、乗用車販売・家電販売といった耐久消費財を中心に個人消費が底堅さを維持していることや、電子部品・デバイスの生産が着実に増加していることなどを背景に、景気は穏やかに回復していくと見られておりますが、複数の原子力発電所が立地する嶺南地域の経済動向につきましては、引き続き注視が必要な状況にあります。

（事業の経過及び成果）

このような金融経済環境のもと、当行では平成24年度にスタートさせた、「リレーションシップバンキングの実践」を中核とする３か年の中期経営計画「アクションtoチャレンジ」が最終年度を迎えました。

最終年度である今年度は、集大成として、中期経営計画の重点施策である「企業力強化」「地域力強化」「人間力強化」をさらに推し進めてまいりました。また、これまで以上にお客さまとのコミュニケーションを深めるとともに、当行グループがこれまで培ったノウハウや情報、外部専門機関等との連携を活かしながら、一体となってコンサルティング機能の最大限の発揮に努めてまいりました。

お客さまのための「企業力強化」といたしましては、お客さまのビジネス機会創出の支援としてビジネス商談会を開催したほか、お客さまの海外展開の支援としてバンコク（タイ王国）に駐在員事務所を開設いたしました。また、営業支援システム導入と合わせて営業担当者にタブレット端末を配布し、訪問先でも充実したコンサルティングが提供できる環境を整えました。

地域のための「地域力強化」といたしましては、福井県内の各自治体と地域活性化に向けた連携を強化したほか、当行グループ会社を通して自治体のクラウドファンディング事業の展開サポートに取り組みました。

信頼のための「人間力強化」といたしましては、本部集合研修や本部から営業店に出向いての出前研修を通した専門知識の習得に加え、各方面の著名人が講師となり貴重な体験・人生訓を直に語っていただく「人間力・底力アップセミナー」を継続開催するなど、お客さまが安心してご相談いただける魅力ある行員の育成に努めてまいりました。

これらの取組みに加え、福井県内での貸出金シェアの早期40％超達成に向けた営業活動「ミッション・ブルー40」を展開し、お客さまへの訪問頻度の増加と迅速な融資対応の積極的かつ継続的な実践により、福井県内での当行の圧倒的な存在感の確立に取り組んでまいりました。

また、市場動向に応じた有価証券運用を実践することで、貸出金・有価証券運用の両面から安定した収益基盤の確立に取り組んでまいりました。

そのほか、CSR活動といたしましては、地域社会への感謝と恩返しをコンセプトに、地域の明日を担う次の世代への明るい未来の継承に向け、本業である銀行業に加え「教育」「環境」「歴史・文化」の分野で地域活性化に取り組んでまいりました。

以上のようなことに取り組んできた結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

（預金等）

譲渡性預金を含めた預金等は、個人・法人預金がともに順調に推移したことから、期中489億円増加して期末残高は２兆1,488億円となりました。

（貸出金）

貸出金は、事業性貸出、地公体向け貸出及び消費者ローンがともに順調に推移したことから、期中524億円増加して期末残高は１兆5,525億円となりました。

（有価証券）

有価証券は、市場動向を注視しつつ運用増強に努めた結果、期中686億円増加して期末残高は6,354億円となりました。

（外国為替取扱高）

外国為替取扱高は、前期比２億８百万ドル減少して23億31百万ドルとなりました。

（損益状況）

損益状況につきましては、経常収益は、有価証券関係収益が増加したことなどから、前期比12億47百万円増加して、409億８百万円となりました。また、経常費用は、平成27年４月に民事再生手続開始を申し立てした江守グループホールディングス株式会社及び同社の子会社１社に対する債権を貸倒損失処理したことを主因に貸倒償却引当費用が増加したことなどから、前期比89億30百万円増加して357億97百万円となりました。

したがいまして、経常利益は、前期比76億82百万円減少して、51億10百万円となり、当期純利益は、前期比47億21百万円減少して、21億21百万円となりました。

（当行の対処すべき課題）

中期経営計画「アクションtoチャレンジ」では、「企業力強化」「地域力強化」「人間力強化」を柱として機能、体制、基盤の強化に取り組んでまいりましたが、（事業の経過及び成果）にも記載のとおり、江守グループへの債権にかかる貸倒損失処理により、経常利益、当期純利益ともに大幅な減益となり、中期経営計画の最終年度目標である当期純利益60億円については未達成となりました。経営に大きな影響を与える可能性のある大口与信先の管理につきましては、与信が集中しないための仕組みの構築や、融資管理手順の見直しを進めてまいりました。地域とともに発展することを経営方針の柱とする当行として、地域の中核を担うお取引先に対して、ビジネスモデルをより深く理解した積極的かつ多面的な関わりや、踏み込みの深さなど、真の持続的成長を支援する体制整備は重要な課題と認識しており、今回の事案を踏まえて、一層の

強化に努めてまいります。

当行では、10年後のあるべき姿として「地域のお客さまのライフステージに応じて、常にご満足いただける解決策を提供する」ことを「グランドデザイン」に掲げ、地域金融機関として金融サービスを通して、地域の「働く人」「働く場所」を増やしていくことを目指しております。

新中期経営計画「Create Chance Create Future」では、平成27年４月からの３か年を、この「グランドデザイン」の達成に向け、「地域とともに、お客さまとともに、未来へのチャンスを創り出していく期間」と位置付けております。地域やお客さまから「目に見える」「一緒に動いている」と感じていただける営業活動の展開と、それを実践するための相談・支援体制の構築に、当行グループ一丸となって取り組んでまいります。また、それらの取組みをスムーズかつ効率良く進めるために、業務上の各種ペーパーレス化や営業店事務の本部集中化もあわせて進めてまいります。

地元の福井県では舞鶴若狭自動車道が全線開通し、今後も中部縦貫自動車道や北陸新幹線など高速交通網の整備が進むことから、ビジネス環境の大きな変化が見込まれております。当行グループは地域のトップバンクとして、地元自治体や各種経済団体との連携も深めながら、お客さまの事業の一層の理解を通して、地域産業の発展に積極的かつ永続的に取り組んでまいります。また、観光・文化のさらなる振興発展や、それを支える地域や人々の暮らしにも積極的に関わり、地域を活性化するための活動に積極的に取り組んでまいります。

株主のみなさま、お客さまには、引続き当行をご支援ご愛顧賜りますようお願い申しあげます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
預金	19,550	19,807	20,352	20,828
定期性預金	8,989	8,969	9,047	8,920
その他	10,560	10,838	11,305	11,908
譲渡性預金	642	554	646	659
社債	223	223	223	223
貸出金	14,371	14,344	15,001	15,525
個人向け	4,270	4,182	4,385	4,635
中小企業向け	4,050	3,814	3,992	4,080
その他	6,050	6,347	6,622	6,810
商品有価証券	4	2	1	2
有価証券	6,254	6,004	5,668	6,354
国債	3,034	2,301	1,945	1,608
その他	3,219	3,703	3,722	4,745
総資産	22,325	21,938	23,061	24,205
内国為替取扱高	138,203	137,330	142,643	146,552
外国為替取扱高	百万ドル 2,855	百万ドル 3,038	百万ドル 2,540	百万ドル 2,331
経常利益 (△は経常損失)	百万円 11,458	百万円 △ 13,162	百万円 12,793	百万円 5,110
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円 7,051	百万円 △ 10,556	百万円 6,843	百万円 2,121
1株当たり当期純利益 (△は1株当たり当期純損失)	29円51銭	△44円29銭	28円73銭	8円89銭

注１．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益（又は１株当たり当期純損失）の算定に当たっては、「１株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第２号）及び「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第４号）を適用しております。

（ご参考）

連結業績の推移

（単位：億円）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
連結経常収益	481	459	482	485
連結経常利益（△は連結経常損失）	128	△ 99	143	59
連結当期純利益（△は連結当期純損失）	72	△ 87	74	22
連結包括利益	111	△ 12	60	96
連結純資産額	1,221	1,193	1,237	1,317
連結総資産	22,367	21,989	23,131	24,275

注　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3)　使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	1,361人	1,329人
平均年齢	38年10月	38年11月
平均勤続年数	15年１月	15年４月
平均給与月額	359千円	369千円

注1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く３月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ．営業所数の推移

	当年度末	前年度末
	店 (うち出張所)	店 (うち出張所)
福井県	75 (5)	75 (5)
石川県	10 (1)	10 (1)
富山県	4 (−)	4 (−)
東京都	1 (−)	1 (−)
大阪府	1 (−)	1 (−)
愛知県	1 (−)	1 (−)
京都府	2 (−)	2 (−)
滋賀県	2 (−)	2 (−)
合計	96 (6)	96 (6)

注　上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を１か所（前年度末は該当なし）、ローン・保険等の相談拠点を２か所（前年度末２か所）、店舗外現金自動設備を122か所(前年度末123か所)、株式会社セブン銀行との提携による共同の店舗外現金自動設備を19,355か所（前年度末17,866か所）、株式会社イーネットとの提携による共同の店舗外現金自動設備を13,107か所（前年度末12,915か所）、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備を10,778か所（前年度末10,149か所）それぞれ設置しております。

ロ．当年度新設営業所

当年度において新設した営業所はありません。

注１．当年度においてバンコク駐在員事務所（タイ王国バンコク都）を新設いたしました。
２．当年度において次の店舗外現金自動設備（２か所）を新設いたしました。(株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備除く)
福井中央支店ゲンキー四ツ居店前出張所　(福井県福井市)
小浜支店ハーツわかさ店共同出張所　(福井県小浜市)
３．当年度において次の店舗外現金自動設備（３か所）を廃止いたしました。(株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携による共同の店舗外現金自動設備除く)
福井中央支店上北野出張所　(福井県福井市)
大野支店大野市役所前共同出張所　(福井県大野市)
大野支店リブレ出張所　(福井県大野市)

ハ．銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ．銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,067

注　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内　　容	金　　額
営業支援システム	201
自行バッチシステム	119
分散系システムネットワーク機器	105

注　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

当行は、親会社はありません。

ロ. 子会社等の状況

会　社　名	所　在　地	主 要 業 務 内 容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
福銀ビジネスサービス株式会社	福井県福井市順化1丁目1番1号	福井銀行のための現金整理及び現金自動設備の保守管理業務	昭和61年12月11日	百万円 10	% 100.00	—
Fukui Preferred Capital Cayman Limited	PO Box 309GT, Ugland House, South Church Street,George Town, Grand Cayman,Cayman Islands,British West Indies	福井銀行のための資金調達業務	平成18年12月8日	12,300	100.00	—
福井信用保証サービス株式会社	福井県福井市春山2丁目3番10号	福井銀行の取扱う住宅ローン等のための保証業務	昭和57年11月6日	50	50.00	—
株式会社福銀リース	福井県福井市照手1丁目2番17号	リース業務	昭和58年9月16日	50	5.00	—
株式会社福井カード	福井県福井市順化1丁目2番3号	クレジットカード業務	昭和61年8月5日	30	5.00	—
福井ネット株式会社	福井県福井市春日町238番地の3	コンピュータ関連業務	平成9年4月21日	40	5.00	—

注　連結される子会社及び子法人等は上記の重要な子会社等6社であります。

(7)　重要な業務提携の概況

①　地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
②　地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
③　地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
④　株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
⑤　株式会社セブン銀行、株式会社イーネット及び株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び預入れのサービスを行っております。
⑥　株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。
⑦　株式会社北國銀行及び株式会社富山第一銀行との提携（略称FITネット）により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び預入れの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。
⑧　株式会社福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、武生信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫、福井市農業協同組合、福井市南部農業協同組合、吉田郡農業協同組合、花咲ふくい農業協同組合、春江農業協同組合、テラル越前農業協同組合、福井丹南農業協同組合、福井池田町農業協同組合、越前丹生農業協同組合、越前たけふ農業協同組合、敦賀美方農業協同組合、若狭農業協同組合、福井県信用農業協同組合連合会との提携（略称福井ふるさとネットサービス）により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しの利用手数料（除く振込手数料）無料のサービスを行っております。

(8)　事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(9)　その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社役員(取締役及び執行役)に関する事項

(1) 会社役員の状況

① 取締役

(平成26年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
伊東 忠昭	取締役 指名委員	該当事項はありません。	
林 正博	取締役 報酬委員	該当事項はありません。	
朝倉 真博	取締役	該当事項はありません。	
中嶋 浩顕	取締役	該当事項はありません。	
井上 哲夫	取締役	該当事項はありません。	
佐野 慎治	取締役 監査委員	該当事項はありません。	
野村 直之	取締役 (社外取締役) 指名委員(委員長) 報酬委員	弁護士 野村法律事務所所長	
吉川 奈奈	取締役 (社外取締役) 監査委員(委員長) 指名委員	弁護士	
内上 和博	取締役 (社外取締役) 報酬委員(委員長) 監査委員	弁護士	

② 執行役

（平成26年度末現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
伊東忠昭	代表執行役頭取	該当事項はありません。	
林　正博	代表執行役専務	該当事項はありません。	
朝倉真博	代表執行役専務	該当事項はありません。	
中嶋浩顕	常務執行役	該当事項はありません。	
井上哲夫	常務執行役 本店エリア統括店長 兼本店営業部長	該当事項はありません。	
小林正人	執行役 リスク統括グループマネージャー	該当事項はありません。	
牧野浩一	執行役 経営企画グループマネージャー	該当事項はありません。	

注1. 伊東忠昭、林正博、朝倉真博、中嶋浩顕及び井上哲夫は、取締役と執行役を兼務しております。
2. 社外取締役野村直之、吉川奈奈及び内上和博は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 取締役佐野慎治は、常勤の監査委員であり、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行っております。
4. 当事業年度中に退任した役員は、以下のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏名	退任日
取締役	畑　秀雄	平成26年６月21日
取締役	野村　一榮	平成26年６月21日

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区分	支給人数	報酬等
取締役	6名	34
執行役	7名	201（49）
計	13名	235（49）

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 執行役を兼務している取締役の人数及び報酬等につきましては、取締役の区分に含めず執行役の区分に含めて記載しております。
3. 上記の執行役の報酬等の括弧書きの内訳は、当年度に係る株式報酬型ストック・オプション報酬額49百万円であります。
4. 上記取締役の支給人数及び報酬等には、平成26年６月21日付けで退任した取締役２名が含まれております。
5. 取締役及び執行役に対する報酬については、報酬委員会において「取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針」を定めており、その概要は次のとおりであります。
＜取締役及び執行役が受ける個人別の報酬の内容の決定に関する方針＞
当行の取締役及び執行役が受ける報酬は、企業価値増大に向けた役員のインセンティブとして有効に機能しかつ成果責任を明確にするものとし、以下の方針により報酬委員会において決定する。

① 取締役の報酬は、取締役の主たる職務である業務執行の監督及び監視機能を維持するために有効な水準とする。
② 執行役の報酬は、執行役の主たる職務である業務執行機能を維持するために有効な水準とする。
③ 上記①、②に加え、当行の経営環境、業績等並びに各人の職務の内容等を総合的に勘案して個人別の報酬の内容を決定する。
④ 取締役の報酬の体系は、常勤、非常勤の別、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬のみとする。
⑤ 執行役の報酬の体系は、役位毎の職務及び責任の大きさ等に応じて支給する月額報酬、当行の業績に連動して支給する賞与、長期インセンティブとして付与するストック・オプション報酬で構成するものとする。
⑥ 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬のみ支給し、取締役としての報酬は支給しない。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　　名	兼職その他の状況
野　村　直　之	野村法律事務所所長であり、同事務所は当行と通常の銀行取引があります。
吉　川　奈　奈	該当事項はありません。
内　上　和　博	該当事項はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
野　村　直　之	9年9ヵ月	平成26年度の取締役会16回全てに出席し、また、平成26年6月21日の監査委員退任までに開催された平成26年度の監査委員会4回全てに出席しております。	主に弁護士として法的側面等の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
吉　川　奈　奈	7年9ヵ月	平成26年度の取締役会16回のうち15回に出席し、また、平成26年度の監査委員会14回全てに出席しております。	主に弁護士として法的側面等の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

氏　　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
内　上　和　博	９ヵ月	平成26年６月21日の取締役就任以降に開催された平成26年度の取締役会12回のうち11回に出席し、また、平成26年６月21日の監査委員就任以降に開催された平成26年度の監査委員会10回のうち９回に出席しております。	主に弁護士として法的側面等の見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3)　責任限定契約

氏　　名	責任限定契約の内容の概要
野　村　直　之	当行は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
吉　川　奈　奈	当行は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
内　上　和　博	当行は、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(4)　社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	４名	16	―

注１．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
　２．上記の報酬等の合計には、平成26年６月21日付で退任した取締役１名が含まれております。

(5)　社外役員の意見

該当事項はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数　　565,647千株
発行済株式の総数　　241,446千株
注　株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数　　9,634名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数	持株比率
明治安田生命保険相互会社	13,865 千株	5.75 %
福井銀行職員持株会	9,028	3.74
日本生命保険相互会社	7,888	3.27
住友生命保険相互会社	7,662	3.18
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	5,154	2.14
株式会社大垣共立銀行	3,535	1.46
轟産業株式会社	3,402	1.41
三井住友海上火災保険株式会社	3,277	1.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	3,202	1.32
株式会社こんどう	3,018	1.25

注1．持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
　2．持株比率は、発行済株式の総数から自己株式（646千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

5．当行の新株予約権等に関する事項

(1)　事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役（社外役員を除く）	平成23年６月25日開催の取締役会決議による第１回新株予約権 ①新株予約権の数 1,189個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式　118,900株 ③新株予約権の行使期間 平成23年７月12日から平成53年７月11日 ④権利行使価額 １株当たり１円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	執行役３名
	平成24年６月23日開催の取締役会決議による第２回新株予約権 ①新株予約権の数 1,170個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式　117,000株 ③新株予約権の行使期間 平成24年７月11日から平成54年７月10日 ④権利行使価額 １株当たり１円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	執行役６名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役（社外役員を除く）	平成25年６月22日開催の取締役会決議による第３回新株予約権 ①新株予約権の数 2,549個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式 254,900株 ③新株予約権の行使期間 平成25年７月10日から平成55年７月９日 ④権利行使価額 １株当たり１円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	執行役７名
	平成26年６月21日開催の取締役会決議による第４回新株予約権 ①新株予約権の数 2,323個 ②目的となる株式の種類及び数 普通株式　232,300株 ③新株予約権の行使期間 平成26年７月９日から平成56年７月８日 ④権利行使価額 １株当たり１円 ⑤権利行使についての条件 新株予約権者は、執行役の地位を喪失した日（執行役の地位を喪失した日において、当行の取締役の任にある者については取締役の地位を喪失した日）の翌日から10日を経過するまでの間に限り一括してのみ行使できるものとする。	執行役７名
社外取締役	―	―

(2)　事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 浜田 亘 指定有限責任社員 松本 大明 指定有限責任社員 轡田留美子	64	(非監査業務の内容) ・FATCA業務委託 ・バーゼル規制に係る照会

注1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、「当該事業年度に係る報酬等」の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
3．当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は70百万円であります。
4．当行監査委員会は、会計監査人からの監査品質に関する報告内容並びに監査時間及び監査単価等の数期間の実績を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等は監査品質を維持向上していくために合理的な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7．剰余金の配当等に関する基本方針

当行は、リスクに見合った十分な自己資本を確保しつつ業績を上げ、安定的・継続的に配当を行うことに加え、業績に連動した利益配分を実施することを基本方針としています。

具体的には、１株当たり年間５円の安定配当に業績連動配当を合わせた配当性向を20％程度とすることを目途としております。なお、各期の具体的な業績連動部分の配当金につきましては、その時々の経済情勢、財務状況等を勘案し、各期の業績が明らかになった時点で決定いたします。

内部留保金につきましては、株主価値の向上につなげるべく、システムや店舗などインフラの整備・強化に投資し、強固な経営体質の構築に努めてまいります。

8．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

9．業務の適正を確保する体制

当行は、取締役会において、会社法に基づく当行の「監査委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項」及び「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、次のとおり決議しております。

（1） 監査委員会の職務の執行のため必要な事項

①監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

ア．監査委員会の職務執行を補助するため、取締役会の決議に基づき、監査委員会事務局を設置し、監査委員会の職務を補助する使用人を配置しております。

②前号の取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項

ア．監査委員会の職務を補助すべき使用人が、その職務を遂行するうえで、執行役から不当な制約を受けることがないよう、その独立性を確保することとしております。

イ．監査委員会事務局の使用人の異動・人事考課等については、監査委員会の同意を要することとしております。

③監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

ア．監査委員会の職務を補助すべき使用人は、監査委員会の指示に従い、執行役の職務の執行状況の報告を求め、当行及びグループ会社の業務及び財産の状況の調査を行うこととしております。

イ．監査委員会の職務を補助すべき使用人は、その職務を遂行するうえで不当な制約を受けたときは、監査委員会に報告し、不当な制約を排除するよう求めることができます。

④当行グループの役職員が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

ア．当行グループの役職員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、遅滞なく監査委員会に報告することとしております。

イ．当行グループの役職員は、監査委員の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明を行うこととしております。

⑤報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

ア．当行及びグループ会社では、「コンプライアンス・マニュアル」にて、法令違反や不正行為に関する内部通報制度を整備することとしております。

イ．「コンプライアンス・マニュアル」では、報告者に対し人事上その他の不利益を与えることを禁じております。

⑥監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

ア．監査委員会がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該委員の職務の執行に必要でないと当行が証明した場合を除き、当行がその費用又は債務を負担することとしております。

⑦その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ア．代表執行役頭取は、監査委員と定期的に意見交換会を実施し、監査委員より監査環境の整備等について要請があれば誠実に協議を行うこととしております。

イ．監査委員は、執行役が参加する重要な会議等に出席することとしております。

ウ．内部監査部門である監査グループは、適切な監査情報の提供を行うなど、監査委員会の円滑な職務遂行のための協力関係を適正に確保することとしております。

(2)　執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行及びグループ会社の業務の適正を確保するために必要な体制

①執行役及びグループ会社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア．重要な書類等については、社内規程に基づいて保存年限を定め、適切な文書管理態勢の整備を図ることとしております。

イ．監査委員会は、執行役及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る文書をいつでも閲覧することができることとしております。

②当行グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．リスク管理態勢の確立を図るために「リスク管理の基本方針」等を制定し、リスク管理の対応方針及び各種リスクを管理する統括部署を定めて適切なリスク管理を行うこととしております。

イ．リスク管理に関する重要な事項の協議・決定の場として、「統合リスク会議」「業務リスク会議」「グループ会社会議」を設置することとしております。

ウ．災害や障害等の緊急事態に陥った際に業務の早期回復を行うために、「危機管理計画」を定めて統一的な危機管理対応を実施することとしております。

③執行役及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．取締役会は、経営の基本方針及び重要な事項を決定するとともに、執行役の職務の執行を監督することとしております。

イ．執行役は、取締役会において定めた経営の基本方針、職務分掌等に基づき業務執行を行うこととしております。

ウ．執行役は、取締役会から委任された職務について、その権限の範囲において、適切かつ効率的な職務執行を実現するとともに、定期的に、取締役会において自己の職務執行状況を報告することとしております。

エ．「グループ会社会議」においてグループ会社の業務運営管理に関する重要な事項を決定することとしております。

④執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」を定め、当行グループの役職員はこれを遵守することとしております。

イ．コンプライアンスの統括部署としてリスク統括グループを設置し、法令等遵守態勢の整備・確立を図っております。また、コンプライアンスに関する重要な事項の協議・決定の場として「コンプライアンス会議」を設置しております。

ウ．取締役会は、法令等遵守態勢が有効に機能しているか、業務執行の監督を行い、監査委員会においてこれらの監査・評価を行うこととしております。

エ．不正行為等の未然防止と早期解決を図るために、コンプライアンスに関する相談・報告制度を整備・運用しております。当行グループの役職員は、法令等に反する行為や不正な行為またはそのおそれのある行為を認めた場合、直ちに監査委員会またはリスク統括グループ等に報告することとしており、これらの行為に対しては、懲戒を含め厳正に対処することとしております。

オ．当行グループの職員の職務執行の状況を把握し、その改善を図るために監査グループを置き、「内部監査規程」に基づく内部監査を実施することとしております。

⑤当行及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア．当行グループの役職員が、職務を遂行するにあたって遵守すべき基準として「コンプライアンス・マニュアル」に行動規範を定めております。

イ．グループ会社の統括部署を経営企画グループとするとともに、社内規程に基づいて各所管部署を定め、業務運営状況について定期的報告を義務付けるとともに、「グループ会社会議」を設け連携を図ることとしております。

ウ．監査グループが、当行及びグループ会社において適正かつ効率的な業務運営態勢の構築・運営がなされているかを定期的に内部監査することとしております。

エ．当行及びグループ会社は、会計基準その他財務報告に関連する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するための態勢を整備することとしております。

(3) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

ア．公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、「反社会的勢力隔絶宣言」、「コンプライアンス・マニュアル」、「反社会的勢力等対応マニュアル」を制定し、組織としての対応方針を明確にし、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除しております。

イ．反社会的勢力に対する対応を統括する部署をリスク統括グループに設け、社内関係部門及び外部専門機関との協力態勢を整備しております。

ウ．反社会的勢力に対しては、統括部署を中心に外部専門機関と連携し関係を遮断するとともに、関係を把握した場合は速やかに取引解消を実施しております。

第195期末(平成27年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	**189,285**	**預金**	**2,082,884**
現金	35,472	当座預金	132,735
預け金	153,813	普通預金	1,002,278
コールローン	**5,361**	貯蓄預金	11,399
買入金銭債権	**386**	通知預金	13,605
商品有価証券	**205**	定期預金	882,758
商品国債	193	定期積金	9,269
商品地方債	11	その他の預金	30,837
金銭の信託	**6,303**	**譲渡性預金**	**65,981**
有価証券	**635,442**	**コールマネー**	**390**
国債	160,846	**債券貸借取引受入担保金**	**59,083**
地方債	85,001	**借用金**	**37,579**
社債	160,817	借入金	37,579
株式	37,641	**外国為替**	**133**
その他の証券	191,135	売渡外国為替	5
貸出金	**1,552,575**	未払外国為替	127
割引手形	9,231	**社債**	**22,300**
手形貸付	57,419	**その他負債**	**18,966**
証書貸付	1,349,619	未払法人税等	1,440
当座貸越	136,304	未払費用	887
外国為替	**8,889**	前受収益	638
外国他店預け	5,081	給付補填備金	1
買入外国為替	3,620	金融派生商品	2,444
取立外国為替	187	リース債務	1,068
その他資産	**5,924**	その他の負債	12,484
前払費用	6	**賞与引当金**	**196**
未収収益	2,310	**退職給付引当金**	**5,389**
金融派生商品	2,065	**睡眠預金払戻損失引当金**	**327**
その他の資産	1,541	**偶発損失引当金**	**279**
有形固定資産	**21,004**	**耐震対応損失引当金**	**465**
建物	3,769	**繰延税金負債**	**320**
土地	15,615	**再評価に係る繰延税金負債**	**2,830**
リース資産	554	**支払承諾**	**11,905**
建設仮勘定	44	**負債の部合計**	**2,309,034**
その他の有形固定資産	1,019	(純資産の部)	
無形固定資産	**774**	**資本金**	**17,965**
ソフトウェア	296	**資本剰余金**	**2,643**
リース資産	456	資本準備金	2,614
その他の無形固定資産	21	その他資本剰余金	29
支払承諾見返	**11,905**	**利益剰余金**	**67,107**
貸倒引当金	**△17,506**	利益準備金	17,965
		その他利益剰余金	49,141
		圧縮積立金	96
		別途積立金	45,930
		繰越利益剰余金	3,115
		自己株式	**△549**
		株主資本合計	**87,166**
		その他有価証券評価差額金	**18,313**
		土地再評価差額金	**5,906**
		評価・換算差額等合計	**24,220**
		新株予約権	**130**
		純資産の部合計	**111,518**
資産の部合計	**2,420,552**	**負債及び純資産の部合計**	**2,420,552**

第195期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**40,908**
資金運用収益	**26,238**	
貸出金利息	19,617	
有価証券利息配当金	6,352	
コールローン利息	113	
預け金利息	86	
その他の受入利息	68	
役務取引等収益	**5,965**	
受入為替手数料	2,372	
その他の役務収益	3,592	
その他業務収益	**4,020**	
外国為替売買益	845	
国債等債券売却益	3,173	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**4,684**	
貸倒引当金戻入益	158	
償却債権取立益	1,226	
株式等売却益	1,994	
金銭の信託運用益	74	
その他の経常収益	1,230	
経常費用		**35,797**
資金調達費用	**1,406**	
預金利息	658	
譲渡性預金利息	139	
コールマネー利息	4	
債券貸借取引支払利息	52	
借用金利息	39	
社債利息	511	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**2,811**	
支払為替手数料	498	
その他の役務費用	2,312	
その他業務費用	**37**	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	6	
国債等債券償却	3	
金融派生商品費用	27	
営業経費	**21,066**	
その他経常費用	**10,477**	
貸出金償却	10,101	
株式等売却損	117	
その他の経常費用	258	
経常利益		**5,110**
特別利益		**0**
固定資産処分益	0	
特別損失		**107**
固定資産処分損	25	
減損損失	82	
税引前当期純利益		**5,002**
法人税、住民税及び事業税	**1,865**	
法人税等調整額	**1,015**	
法人税等合計		**2,880**
当期純利益		**2,121**

連結貸借対照表（平成27年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
現金預け金	189,296	預金	2,080,502
コールローン及び買入手形	5,361	譲渡性預金	60,181
買入金銭債権	386	コールマネー及び売渡手形	390
商品有価証券	205	債券貸借取引受入担保金	59,083
金銭の信託	6,303	借用金	37,579
有価証券	635,078	外国為替	133
貸出金	1,540,141	社債	10,000
外国為替	8,889	その他負債	25,621
その他資産	24,437	賞与引当金	221
有形固定資産	21,107	退職給付に係る負債	5,329
建物	3,954	睡眠預金払戻損失引当金	327
土地	15,735	偶発損失引当金	279
リース資産	11	耐震対応損失引当金	465
建設仮勘定	45	繰延税金負債	932
その他の有形固定資産	1,360	再評価に係る繰延税金負債	2,830
無形固定資産	806	支払承諾	11,905
ソフトウェア	744	**負債の部合計**	**2,295,784**
その他の無形固定資産	61	**（純資産の部）**	
繰延税金資産	1,036	資本金	17,965
支払承諾見返	11,905	資本剰余金	2,659
貸倒引当金	△17,441	利益剰余金	72,744
		自己株式	△549
		株主資本合計	92,820
		その他有価証券評価差額金	18,332
		土地再評価差額金	5,906
		退職給付に係る調整累計額	40
		その他の包括利益累計額合計	24,279
		新株予約権	130
		少数株主持分	14,499
		純資産の部合計	**131,730**
資産の部合計	**2,427,514**	**負債及び純資産の部合計**	**2,427,514**

連結損益計算書（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**48,537**
資金運用収益	**26,666**	
貸出金利息	19,506	
有価証券利息配当金	6,364	
コールローン利息及び買入手形利息	113	
預け金利息	86	
その他の受入利息	596	
役務取引等収益	**7,121**	
その他業務収益	**10,253**	
その他経常収益	**4,495**	
償却債権取立益	1,226	
その他の経常収益	3,269	
経常費用		**42,627**
資金調達費用	**1,004**	
預金利息	656	
譲渡性預金利息	139	
コールマネー利息及び売渡手形利息	4	
債券貸借取引支払利息	52	
借用金利息	39	
社債利息	109	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	**2,480**	
その他業務費用	**6,136**	
営業経費	**22,093**	
その他経常費用	**10,912**	
貸倒引当金繰入額	401	
その他の経常費用	10,511	
経常利益		**5,910**
特別利益		**0**
固定資産処分益	0	
特別損失		**115**
固定資産処分損	33	
減損損失	82	
税金等調整前当期純利益		**5,795**
法人税、住民税及び事業税	**2,089**	
法人税等調整額	**923**	
法人税等合計		**3,012**
少数株主損益調整前当期純利益		**2,782**
少数株主利益		**520**
当期純利益		**2,262**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社福井銀行
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浜田　亘	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本　大明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轡田　留美子	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社福井銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第195期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月７日

株式会社福井銀行
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	浜田　亘	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松本　大明	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	轡田　留美子	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社福井銀行の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福井銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査委員会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第195期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第１項第１号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月８日

株式会社 福井銀行 監査委員会

監査委員　吉　川　奈　奈　㊞

監査委員　佐　野　慎　治　㊞

監査委員　内　上　和　博　㊞

（注）　監査委員吉川奈奈及び内上和博は、会社法第２条第15号及び第400条第３項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議　　案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
①	伊東忠昭（いとうただあき） （昭和24年２月16日生） 再任	昭和46年４月　当行入行 平成11年６月　当行取締役経営管理グループマネージャー 平成16年３月　当行取締役経営企画グループマネージャー 平成18年２月　当行取締役 平成18年６月　当行常務取締役 平成19年６月　当行常務執行役 平成20年６月　当行取締役兼代表執行役専務 平成22年３月　当行取締役兼代表執行役頭取 現在に至る	127,000株
②	林正博（はやしまさひろ） （昭和32年４月16日生） 再任	昭和56年４月　当行入行 平成15年３月　当行経営管理グループ法務室長 平成16年７月　当行経営管理グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長 平成18年４月　当行経営企画グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長 平成19年３月　当行監査グループ監査チームリーダー 平成19年６月　当行監査グループマネージャー 平成20年６月　当行取締役 平成21年６月　当行取締役兼執行役 平成22年６月　当行取締役兼常務執行役 平成26年６月　当行取締役兼代表執行役専務 平成27年４月　当行取締役兼代表執行役専務営業支援本部長 現在に至る	49,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
③	朝倉真博（あさくらまさひろ） （昭和33年２月14日生） 再任	昭和55年４月　当行入行 平成12年11月　当行法人営業グループ営業企画チームリーダー 平成13年３月　当行法人営業グループ商品企画チームリーダー兼スモールビジネスセンター所長 平成14年８月　当行業務効率化プロジェクトチームリーダー 平成17年９月　当行内部統制プロジェクトチームリーダー 平成21年６月　当行福井北エリア統括店長兼松本支店長 平成22年３月　当行経営企画グループマネージャー 平成22年６月　当行執行役経営企画グループマネージャー 平成24年５月　当行執行役 平成24年６月　当行取締役兼常務執行役 平成26年６月　当行取締役兼代表執行役専務 平成27年４月　当行取締役兼代表執行役専務企画本部長兼営業支援副本部長 現在に至る	42,000株
④	中嶋浩顯（なかじまひろあき） （昭和35年３月19日生） 再任	昭和57年４月　当行入行 平成10年９月　当行日赤支店長 平成12年７月　当行法人営業グループ営業企画チームリーダー 平成14年８月　当行法人営業グループ営業企画チームリーダー兼商品企画チームリーダー兼スモールビジネスセンター所長 平成15年４月　当行経営企画グループ人事企画チームリーダー 平成17年12月　当行高岡支店長 平成18年６月　当行神明支店長 平成19年５月　当行神明エリア統括店長兼神明支店長 平成20年２月　当行敦賀エリア統括店長兼敦賀支店長 平成21年６月　当行武生エリア統括店長兼武生支店長 平成24年５月　当行経営企画グループマネージャー 平成24年６月　当行執行役経営企画グループマネージャー 平成25年６月　当行取締役兼常務執行役 平成27年４月　当行取締役兼常務執行役企画副本部長 現在に至る	38,431株
⑤	井上哲夫（いのうえてつお） （昭和36年４月３日生） 再任	昭和60年４月　当行入行 平成11年12月　当行花月支店副支店長 平成12年10月　当行福井西エリア営業グループ副グループ長兼花月支店副支店長 平成13年11月　当行富山南支店長 平成15年９月　当行富山南支店長兼富山エリア営業グループ副グループ長 平成16年７月　当行福井北エリア営業グループ長 平成19年３月　当行丸岡支店長 平成20年６月　当行本店営業部副部長 平成22年３月　当行福井北エリア統括店長兼松本支店長 平成24年５月　当行本店エリア統括店長兼本店営業部長 平成24年６月　当行執行役本店エリア統括店長兼本店営業部長 平成25年６月　当行取締役兼常務執行役本店エリア統括店長兼本店営業部長 平成27年４月　当行取締役兼常務執行役営業支援グループマネージャー 現在に至る	51,965株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の数
⑥	佐野慎治（さのしんじ） （昭和37年５月３日生） 再任	昭和61年４月　当行入行 平成15年７月　当行粟野支店長 平成18年３月　当行経営企画グループ経営企画チームサブリーダー 平成19年11月　当行経営企画グループ経営企画チームサブリーダー兼秘書室長 平成20年６月　当行経営企画グループ法務チームリーダー兼お客さま相談室長 平成22年９月　当行経営企画グループ経営企画チームリーダー兼お客さま相談室長 平成23年８月　当行リスク統括グループコンプライアンス統括チームリーダー兼お客さま相談室長 平成26年６月　当行取締役 現在に至る	18,988株
⑦	吉川奈奈（きっかわなな） （昭和45年７月７日生） 再任	平成７年４月　東京地方裁判所判事補 平成９年４月　旭川地方裁判所判事補 平成12年４月　東京地方裁判所判事補 平成16年４月　東京家庭裁判所八王子支部判事補 平成17年４月　東京地方裁判所八王子支部判事 平成18年３月　退官 平成18年４月　杉原・きっかわ法律事務所勤務 現在に至る 平成19年６月　当行取締役 現在に至る	18,000株
⑧	内上和博（うちかみかずひろ） （昭和39年10月29日生） 再任	平成３年４月　東京地方検察庁検事 平成４年４月　福岡地方検察庁小倉支部検事 平成６年４月　大阪地方検察庁検事 平成８年４月　大津地方検察庁検事 平成９年４月　司法研修所教官事務補助（所付検事） 平成10年４月　法務省刑事局法務事務官（局付検事） 平成13年１月　最高検察庁検察官事務取扱検事 平成15年７月　退官 平成15年９月　北川法律事務所勤務 現在に至る 平成26年６月　当行取締役 現在に至る	1,000株
⑨	南保勝（なんぼまさる） （昭和28年５月17日生） 新任	昭和59年４月　株式会社福井経済経営研究所経営相談部 平成３年４月　同上　経営相談部主任調査役 平成６年４月　同上　経済調査部経済調査課長 平成12年９月　当行融資グループ審査チーム経済調査担当 平成13年３月　当行退職 平成13年４月　福井県立大学地域経済研究所助手 平成16年４月　福井県立大学地域経済研究所助教授 平成20年７月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所准教授 平成21年４月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所教授、博士（経済学） 平成24年４月　公立大学法人福井県立大学地域経済研究所地域経済部門リーダー・教授、博士（経済学） 現在に至る	0株

注1. 取締役候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 吉川奈奈及び内上和博の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 当行は、吉川奈奈及び内上和博の両氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ており、原案どおり選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
4. 社外取締役候補者とする理由及び社外取締役との責任限定契約について
⑴ 社外取締役候補者とする理由
吉川奈奈及び内上和博の両氏は、法曹界における長年の経験を有しており、取締役として、その豊富な経験を活かしていただくことにより、コーポレートガバナンスのより一層の強化が図れるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、吉川奈奈氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって８年、内上和博氏の当行社外取締役就任期間は、本定時株主総会終結の時をもって１年となります。
⑵ 社外取締役としての職務を遂行することができると判断する理由について
吉川奈奈及び内上和博の両氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
⑶ 社外取締役との責任限定契約について
当行は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外取締役との間で、当行への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である吉川奈奈及び内上和博の両氏と当行の間で責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当行に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 「社外取締役の独立性に関する基準」について
当行は次のように「社外取締役候補者選任基準」を設けております。

「社外取締役候補者選任基準」

指名委員会は、以下の条件を有する者を当行社外取締役として選任する。
⑴ 経営者としての豊富な経験を有すること、若しくは法律若しくは会計、財務の職業専門家としての地位にあり、豊富な経験を有すること
⑵ 会社代表者からの独立性を保つことができる者であって、以下の基準に該当しないこと
①当行を主要な取引先とする者（*1）又はその業務執行者（*2）
②当行の主要な取引先（*3）又はその業務執行者
③当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（*4）
④当行主要株主（*5）（主要株主が法人である場合は当該法人の業務執行者）
⑤上記①から④に掲げる者の近親者（*6）
⑥当行又はその子会社の業務執行者の近親者
⑦過去１年間において上記①から⑥のいずれかに該当していた者
⑶ 社外取締役として相応しい人格・識見を有すること
⑷ 社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと
（注）
（*1）当行を主要な取引先とする者とは以下のいずれかに該当する者をいう。
・直前事業年度における当行グループとの取引額が当該取引先グループの連結売上高の10％を超える者。
・当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当該取引先グループの当行グループに対する負債額が当該取引先グループの連結総資産の１％を超える者。
・ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。

(*2) 業務執行者とは、業務執行取締役及び執行役並びに執行役員等の重要な使用人をいう。
(*3) 当行の主要な取引先とは以下のいずれかに該当する者をいう。
・直前事業年度における当行グループとの取引額が当行連結経常収益の10%を超える者。
・当行グループに対して債務を負っている取引先で、直前事業年度末における当行グループへの負債額が当行グループの連結総資産の１%を超える者。
・ただし、取引先が個人の場合は、上記取引額又は負債額が1,000万円（定型住宅ローン及び定型消費者ローンを除く）を超える者。
(*4) 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当行グループから役員報酬以外に直前の事業年度において1,000万円を超える財産を得ている者をいう。なお、社外取締役に就任後は、コンサルティング契約や顧問契約等の取引は一切行わないものとする。
(*5) 当行主要株主とは、当行株式の総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者をいう。
(*6) 近親者とは、２親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

記

1．インターネットによる議決権行使は、当行の指定する議決権行使ウェブサイト（http://www.e-sokai.jp）をご利用いただくことによってのみ可能です。なお、この議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話端末（スマートフォン等）を用いる場合を除き、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
2．インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。なお、株主総会招集ご通知を電子メールにて受領された株主さまには、議決権行使書用紙に「パスワード」は記載されませんので、メールアドレス登録時にご自身で設定されたパスワードをご入力ください。
3．インターネットによる議決権行使は、平成27年６月19日（金曜日）午後５時までに行使してください。
4．議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
5．インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6．議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は、すべて株主さまのご負担となります。

〔インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について〕

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

（１）インターネットにアクセスできること。
（２）画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
（３）インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer Ver.5.01SP2以降を使用できること。
（４）ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
（５）議決権行使ウェブサイトにおいて株主総会参考書類や事業報告等をご覧になる場合には Adobe® Acrobat® Reader® Ver.4.0 以降又はAdobe® Reader® Ver.6.0以降を使用できること。

※Internet Explorerは、米国 Microsoft Corporation の、Adobe® Acrobat® Reader® 及びAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。
※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

《インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ》

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人　日本証券代行㈱代理人部

ウェブサポート専用ダイヤル　☎0120-707-743

受付時間　９：00～21：00（土曜・日曜・祝日も受付）

以　上

〔メ　モ　欄〕

定時株主総会会場のご案内

場　所　福井市順化１丁目１番１号
　　当行本店５階講堂
電　話　(0776) 25－8012
最寄駅　福井鉄道　市役所前駅（徒歩１分）
　　JR　福井駅（徒歩10分）

